

諮問日：平成27年9月7日（平成27年度（最情）諮問第1号）

答申日：平成28年2月18日（平成27年度（最情）答申第2号）

件名：最高裁判所の口頭弁論期日の進め方が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所の口頭弁論期日の進め方が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年8月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示申出文書と同一の文書を対象にした開示申出に対する平成26年8月26日付けの司法行政文書不開示通知書には、開示しないこととした理由として、「申出人が開示を求めた文書は、裁判に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」と記載されていたことによれば、本件開示申出文書が存在することは明らかである。

そして、最高裁判所平成26年7月14日判決が判示するところによれば、本件開示申出文書の存在が推認される結果、これが廃棄されたとはいえない。

仮に廃棄されていたとしても、その改訂版が存在するはずである。

- 2 本件開示申出文書は、事件記録でないばかりか、個別の事件に関して裁判所

が作成した文書でないから、裁判文書に当たる余地はなく、裁判に関する文書に該当する具体的理由は不明である。

裁判に密接に関連する事項について申し合わせた内容を記載した文書、書記官及び事務官が行う事務に関する一般的な処理方法を記載した文書並びに個々の事件処理の参考とするために、裁判に密接に関連する事項について申し合われた内容を記載した文書であっても開示の対象とされている例があるから、本件開示申出文書は、司法行政文書に該当する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書等によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、本件開示申出文書が不存在であるとして不開示とした原判断は、妥当である。

2 理由

(1) 本件開示申出は、「最高裁判所の口頭弁論期日の進め方が書いてある文書」を対象文書とするものであるところ、申出内容に該当する内容が記載されている可能性のある文書を全て精査したものの、そのいずれにも、申出内容に該当する内容は記載されていないことが確認された。

そのため、本件開示申出文書は存在しない。

(2) 最高裁判所においては、平成26年7月31日付けでされた本件開示申出文書を対象とする司法行政文書の開示の申出に対し、「申出人が開示を求めた文書は、裁判に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」として不開示の判断をしたことがあるが、当該申出の時点で申出に係る内容が記載されている可能性のある文書として、「民事・行政事件の調査事務の手引〔第4版〕」及び「民事書記官事務必携〔第4版〕」（以下、併せて「手引及び必携」という。）があったものの、これらの文書は、いずれも裁判に関する文書であって、司法行政事務に関し作成又は取得した文書

に該当しないと判断し、申出に係る情報記載の有無をそれ以上精査することなく不開示としたものであるから、上記の判断をしたことをもって、本件開示申出文書が存在することが明らかであるとはいえない。なお、上記各文書は、平成27年3月限りで廃止されたため、既に廃棄済みである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年9月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月14日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月19日 審議
- ⑤ 同年11月6日 最高裁判所事務総長から意見書を收受
- ⑥ 同月11日 審議
- ⑦ 同年12月7日 最高裁判所の職員（事務総局総務局第一課長ほか）から口頭説明聴取及び審議
- ⑧ 同月24日 苦情申出人から意見書(2)及び資料を收受
- ⑨ 同日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑩ 平成28年1月7日 苦情申出人から意見書(3)及び資料を收受
- ⑪ 同年2月5日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は存在しないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は存在するはずであり、かつ、本件開示申出文書は司法行政文書に該当すると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としている。

そこで、まず、本件開示申出文書の存否について検討する。

2 本件開示申出文書の存否について

最高裁判所事務総長は、本件開示申出の内容である「最高裁判所の口頭弁論期日の進め方」が記載されている可能性がある文書を全て精査したものの、そのいずれにも、申出内容に該当する内容が記載されていないことを確認したと説明するところ、最高裁判所職員による口頭説明の結果を踏まえれば、当該説明は合理的であるといえる。

また、最高裁判所事務総長は、苦情申出人から平成26年7月31日付けで本件開示申出文書の開示申出がされた際には、当時最高裁判所の裁判部において保管していた手引及び必携を念頭に、「申出人が開示を求めた文書は、裁判に関連する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」として不開示としたことがうかがわれる。しかし、最高裁判所事務総長は、手引及び必携は、平成27年4月に内容に変更があり、これらの改訂版に当たる文書が作成され、手引及び必携は誤った事務がされることのないように直ちに廃棄した旨説明するところ、最高裁判所の職員による口頭説明の結果を踏まえれば、当該説明も合理的であるといえる。

したがって、手引及び必携が司法行政文書に該当するか否かにかかわらず、本件開示申出文書は存在しないと認められる。

なお、仮に手引及び必携の改訂版に本件開示申出内容に合致するような内容が記載された部分があったとしても、これらは、裁判に密接に関連する事項について申し合わせた内容を記載したものであるとみることができるから、これらが取扱要綱記第2に定める司法行政文書に該当しないことは明らかというべきである。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出につき、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断については、最高裁判所において本件開示申出

文書に該当する司法行政文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人